

# 令和3年度 歯科保健対策施策報告書



令和4年6月

秋 田 県



# 目 次

|     |                              |    |
|-----|------------------------------|----|
| I   | はじめに                         | 1  |
| II  | これまでの経緯                      | 1  |
| III | 令和３年度における歯科保健対策の推進方針等        | 2  |
| IV  | 令和３年度に歯科保健対策の推進に関し県が講じた施策    |    |
| 1.  | 歯科保健対策事業                     |    |
| (1) | 健康づくり審議会歯科保健分科会              | 3  |
| (2) | 親子よい歯のコンクール                  | 3  |
| (3) | ８０２０いい歯の表彰                   | 3  |
| (4) | 臼井記念歯科保健功労賞                  | 4  |
| (5) | よい歯の幼稚園・保育所（園）、学校表彰          | 4  |
| 2.  | 歯科保健医療推進事業                   |    |
| (1) | 口腔保健支援センター推進事業               | 5  |
| (2) | ８０２０運動推進特別事業                 | 7  |
| (3) | 健口づくり連携推進事業                  | 9  |
| (4) | オーラルフレイル予防啓発事業               | 11 |
| 3.  | 妊婦歯科健康診査事業                   | 12 |
| V   | 計画に掲げる目標の達成状況                |    |
| 1.  | 現状値が把握できている指標                |    |
| (1) | ３歳児におけるう蝕のない者の割合             | 13 |
| (2) | 12歳児における１人平均う蝕数とフッ化物洗口実施施設割合 | 14 |
| (3) | 20歳～50歳代において８０２０運動を知っている者の割合 | 15 |
| 2.  | その他の指標                       | 15 |
|     | 参考資料                         | 16 |

## I はじめに

この報告書は、秋田県歯と口腔の健康づくり推進条例第 11 条の規定に基づき、令和 3 年度に歯科保健対策の推進に関し県が講じた施策について明らかにするため作成するものである。

### 【参考】秋田県歯と口腔の健康づくり推進条例（抜粋）

第 11 条第 4 項 知事は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施の状況を議会に報告するものとする。

## II これまでの経緯

本県の歯及び口腔の状況をみると、むし歯の本数は少しずつ改善されてきているものの、年代によってはいまだ全国との差が大きい状況にある。また、本県は高齢化率が全国 1 位であり、今後も高齢者の割合が増加していくことが予想され、高齢期においても口腔機能を維持し、「生涯安全に美味しく食べられる口づくり」を推進することは大きな意味をもつ。

このような中、本県では、平成 23 年 8 月 10 日に公布・施行された「歯科口腔保健の推進に関する法律」及びそれに基づく「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の基本理念を踏まえ、平成 26 年 3 月 20 日「秋田県歯と口腔の健康づくりに関する基本計画」を策定した。この計画では、歯と口腔の健康の保持・増進に向けて、平成 24 年 4 月 1 日に設置された秋田県口腔保健支援センターの機能を活用し、県民による主体的な取組を支援するとともに、歯科保健関係者による適切な環境の整備を促進することにより、県民の良好な食生活やコミュニケーション能力等の確保・向上を図り、健康で質の高い生活の実現に寄与することとした。

### 【参考】

平成 23 年 8 月 10 日 歯科口腔保健の推進に関する法律公布・施行

平成 24 年 4 月 1 日 秋田県口腔保健支援センター設置

平成 24 年 7 月 23 日 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項策定

平成 24 年 10 月 12 日 秋田県歯と口腔の健康づくり推進条例公布・施行

平成 26 年 3 月 20 日 秋田県歯と口腔の健康づくりに関する基本計画策定

令和 3 年 4 月 1 日 秋田県歯と口腔の健康づくり推進条例一部改正施行

### III 令和3年度における歯科保健対策の推進方針等

歯科保健対策の推進方針としては、歯科専門職のみならず、歯と口腔の健康づくりに関係する全ての者が、その目標を共有しつつ、一体となって取組を推進し、県民の意識の醸成と必要な環境の整備を行うこととしている。

そのために、乳幼児・学齢期、成人期、高齢期及び障害者・要介護者等、大きく4つのライフステージ等に分けて、歯と口腔の健康づくりに関する課題等を抽出した。これらの項目について、行政関係者、教育関係者、保健関係者、事業者、医療保険者等、県民の歯と口腔の健康づくりに関係する者が、施策の方向性をイメージできるよう、次の二つの視点から施策を掲げている。

- ・県民が、歯と口腔の健康づくりの重要性を理解し、生涯にわたって歯の喪失防止や口腔機能の維持・向上について主体的に取り組む意識を醸成するための普及啓発
- ・県民が適切かつ効果的な歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な環境の整備

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による歯と口腔の健康に対する影響について可能な限り把握し、その対応について検討する。

| 各ライフステージ等     | 主な課題                                                                                     | 施策の方向性                                                                                                                                                                         | 具体的指標【策定時基準値 → 最新値 → 目標値（令和4年）】                                                                                                                   |       |                                                |                      |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------------------------------------|----------------------|
| 乳幼児<br>学齢期    | ・う蝕予防対策                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・う蝕予防に関する正しい知識の普及啓発</li> <li>・妊産婦における歯科口腔保健意識の向上</li> <li>・フッ化物洗口を利用したう蝕予防法を受けることができる環境の整備</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳児におけるう蝕のない者の割合の増加</li> <li>・12歳児における一人平均う蝕数の減少</li> <li>・フッ化物洗口を実施している施設等の割合の増加</li> </ul>              | 67.7% | 83.0%<br>(R1)<br>0.6本<br>(R2)<br>77.6%<br>(R3) | 90.0%<br>0.4本<br>90% |
| 成人期           | ・う蝕、歯周病等による歯の早期喪失予防                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯の喪失防止に関する正しい知識の普及啓発</li> <li>・定期的な歯科検診を受けることができる環境の整備</li> </ul>                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・20歳～50歳代において年1回以上定期的に歯科検診を受けている者の割合の増加</li> <li>・20歳～50歳代において8020運動を知っている者の割合の増加</li> </ul>               | 21.8% | 24.1%<br>(H28)                                 | 33.0%                |
| 高齢期           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・う蝕、歯周病等による歯の喪失防止</li> <li>・口腔機能の維持・向上</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯の喪失防止と口腔機能の維持・向上に関する正しい知識の普及啓発</li> <li>・定期的な歯科検診を受けることができる環境の整備</li> <li>・口腔機能を維持・向上をさせるための取組を行える環境の整備</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・60歳代で24本以上の自分の歯を有する者の割合の増加</li> <li>・80歳以上で20本以上の自分の歯を有する者の割合の増加</li> <li>・60歳代における咀嚼良好者の割合の増加</li> </ul> | 38.3% | 37.8%<br>(H28)                                 | 70.0%                |
| 障害者・<br>要介護者等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・う蝕、歯周病等による歯の喪失防止</li> <li>・口腔機能の維持・向上</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設入所者及びその家族等に対する歯の喪失防止と口腔機能の維持・向上に関する正しい知識の普及啓発</li> <li>・入所者が定期的な歯科検診を受けることができる環境の整備</li> <li>・口腔機能を維持・向上させるための取組を行える環境の整備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児（者）入所施設における定期的な歯科検診実施率の増加</li> <li>・介護老人福祉施設及び介護老人保健施設における定期的な歯科検診実施率の増加</li> </ul>                    | 42.6% | 57.8%<br>(H29)                                 | 77.0%                |
|               |                                                                                          |                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                   | 19.6% | 19.5%<br>(H29)                                 | 50.0%                |

【参考】秋田県歯と口腔の健康づくりに関する基本計画（抜粋）

## IV 令和３年度に歯科保健対策の推進に関し県が講じた施策

### 1. 歯科保健対策事業

８０２０運動をより積極的に推進するため、歯科保健に関する普及啓発事業を実施し、県民の口腔及び全身の健康の維持増進を図ることを目的とする。

#### (1) 健康づくり審議会歯科保健分科会

対 象：すべてのライフステージ（「対象」は基本計画における各ライフステージ等を示す。以下同じ。）

目 的：有識者により、歯科保健対策に関する課題を議論・検討し、今後の歯科保健事業の指針とする。

開 催 日：令和４年３月１日

場 所：県議会棟２Ｆ特別会議室

委 員：１１名（定数１１名）

#### (2) 親子よい歯のコンクール（新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施方法を変更）

対 象：乳幼児及び成人期

目 的：前年度の３歳児歯科健康診査で、う蝕に罹患していない幼児及びその親を表彰する。

審 査：①地区審査会 中止（例年は各地域振興局福祉環境部で開催）

②中央審査会 中止（例年は県歯科医師会で開催）

※全国大会も中止となったことから県の審査会は実施せず、令和２年度の３歳児歯科健診の結果を踏まえ、市町村から推薦のあった口腔状態が良好な親子８９組に対し県健康づくり推進課から賞状と記念品を送付

#### (3) ８０２０いい歯の表彰（新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施方法を変更）

対 象：高齢期

目 的：満８０歳及び８１歳で、現在歯数が２０本以上ある高齢者を募集、表彰する。

審 査：①地区審査会 中止（例年は各地域振興局福祉環境部で開催）

②中央審査会 中止（例年は県歯科医師会で開催）

※認定基準を満たし、協力歯科医療機関から推薦があった127名に対し  
し県歯科医師会から認定証と記念品を送付

#### (4) 臼井記念歯科保健功労賞

対 象：すべてのライフステージ

目 的：本県の歯科保健の発展向上に寄与した故臼井和弘氏の遺志を継承し、  
他の模範となる歯科保健活動を実践している団体や幼稚園・保育所、  
学校、個人を表彰する。

審 査：各地域振興局福祉環境部からの推薦調書等により選考会で審査

表 彰：秋田県歯科保健大会にて表彰

被表彰者：三種町立金岡保育園

社会福祉法人由利本荘保育会 亀田保育園

#### (5) よい歯の幼稚園・保育所（園）、学校表彰

対 象：乳幼児・学齢期

目 的：他の模範となる活動をしている幼稚園・保育所、学校を表彰する。

審 査：幼稚園・保育所は県教育庁幼保推進課、学校は各市町村の教育委員  
会の選考基準に基づき推薦し、推薦調書及び資料により表彰審査会  
で審査

表 彰：秋田県歯科保健大会にて表彰

被表彰者：最優秀賞 該当なし

優 秀 賞 由利本荘市立東由利小学校

北秋田市立阿仁中学校

秋田市立下浜中学校

優 良 賞 横手市立ますだ保育園

社会福祉法人相和会 相愛保育園

社会福祉法人相和会 和光保育園

秋田市立岩見三内小学校

秋田市立下浜小学校

## 2. 歯科保健医療推進事業

小児のむし歯本数や成人・高齢者の喪失歯数など、県民の歯・口腔の状況は全国と比較して大きく下回っていることから、各ライフステージや身体の特性等に応じた歯科保健対策を行うことにより、良好な食生活やコミュニケーション能力等の確保・向上を図り、健康で質の高い生活の実現に寄与することを目的とする。

### (1) 口腔保健支援センター推進事業

#### ① 訪問歯科保健指導

対 象：すべてのライフステージ

目 的：「口腔保健支援センター」において、各ライフステージに応じた訪問歯科保健指導等を実施することにより、歯科口腔保健の推進を図る。

実施主体：県

事業内容：歯科口腔保健に係る部署、機関、団体等との連絡調整。

社会福祉施設、学校、医療機関等における歯科口腔保健に係る者に対する指導・助言。

歯科口腔保健に関する情報の収集・提供。

地域住民等に対する歯科保健に関する啓発。

その他歯科口腔保健に関する施策に必要な支援。

#### ○ 令和3年度実施状況（令和4年3月31日現在）

- ・訪問施設数：188 か所（月平均約 16 か所）
- ・指導参加者数：5,006 人（月平均約 417 人）
- ・指導内容別件数：歯 科 保 健 指 導：90 か所（2,730 人）  
市町村乳幼児健診： 7 か所（65 人）  
フッ化物洗口指導：83 か所（2,013 人）  
事業説明等その他： 8 か所（198 人）

※新型コロナウイルス感染症の影響により例年の 1/3 以下に減少した令和2年度と比較し、実施数は増加した。

#### ○ 令和2年度実施状況（令和3年3月末現在）

- ・訪問施設数：160 か所（月平均約 13 か所）
- ・指導参加者数：3,383 人（月平均約 282 人）
- ・指導内容別件数：歯 科 保 健 指 導：88 か所  
市町村乳幼児健診： 3 か所  
フッ化物洗口指導：49 か所  
事業説明等その他：20 か所

② フッ化物洗口事業の技術支援及び普及啓発

対 象：乳幼児・学齢期

目 的：う蝕予防効果の高い集団フッ化物洗口を推進するため、施設における一層の取組を促進する。

経 緯：県が平成 16 年度から 3 年間モデル事業として実施したフッ化物洗口事業(おロブクブク大作戦事業)の継続及び拡大を図るため、19 年度からは「市町村等フッ化物洗口推進事業」により、4 年間の事業計画で市町村事業の実施拡大を図ってきた。これにより、フッ化物洗口を実施している幼稚園・保育所(園)の割合については目標(平成 22 年度末 43.3%：目標値 40%)を達成したが、永久歯への交換時期である学校(5 歳児から 15 歳児)での実施率向上を目指して、市町村に対する技術支援等を行った。

事業内容：技術支援、普及啓発

- ・幼稚園・保育所(園)、小中学校、特別支援学校の保護者説明会での説明及びフッ化物洗口の技術指導
  - ・園児、児童に対するフッ化物洗口の実施指導等
- 令和 3 年度は 83 か所で実施(令和 2 年度は 49 か所で実施)

○ 県内でフッ化物洗口を実施している施設の割合

|     | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 幼・保 | 46.8% | 53.8% | 52.8% | 57.3% | 57.4% | 58.8% | 62.5% | 61.4% | 62.3% | 60.1% | 62.2% |
| 小学校 | 63.0% | 67.5% | 81.6% | 83.0% | 91.9% | 93.5% | 94.0% | 95.5% | 98.5% | 95.3% | 98.9% |
| 中学校 | 35.4% | 41.7% | 50.4% | 51.5% | 57.8% | 55.6% | 81.6% | 82.5% | 88.6% | 85.6% | 92.7% |
| 支援学 | —     | —     | —     | —     | —     | —     | 6.7%  | 13.3% | 13.3% | 13.3% | 13.3% |
| 全体  | 49.9% | 55.9% | 61.4% | 64.4% | 67.7% | 68.5% | 74.6% | 74.8% | 77.0% | 74.4% | 77.6% |

※対象施設は幼稚園・保育所(園)、認定こども園、小・中学校、特別支援学校等。なお、平成 20～28 年の中学校には特別支援学校も含まれる。また、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため洗口を実施できない地域があり、実施率は低下した。

③ 「乳幼児歯みがきハンドブック」を活用した研修会の開催

対 象：乳幼児・学齢・成人期

目 的：乳児期から「むし歯になりにくい口腔内環境」を育成するため、「乳幼児歯みがきハンドブック」を作成及び配布するとともに、保健指導を行う市町村職員等対象の研修会を行う。

実施主体：県

内 容：・乳幼児歯みがきハンドブックの作成と市町村への配布。

- ・市町村の保健師等を対象としたハンドブック活用研修会を開催し、ハンドブックの更なる有効活用のための知識の共有や意見交換を行った。

開 催 日：令和 4 年 2 月 4 日

開催方法：オンライン

参加者数：56 名



## (2) 8020運動推進特別事業

対 象：すべてのライフステージ

目 的：早期からの歯の喪失防止に向けた取組を促進するとともに、口腔ケアなどの高齢者の口腔機能の維持・向上を図る取組をより一層普及することにより、8020運動を推進し、県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与する。

実施主体：県（一部を県歯科医師会に委託）

事業内容：

### ① 地域歯科保健課題解決推進事業

内容：福祉環境部を単位として地域の歯科保健に係る課題を抽出し、その解決を図るための一般市民向け研修会等を実施する。

#### ○北秋田地域振興局大館福祉環境部

開 催 日：令和3年12月17日

場 所：北秋田地域振興局大館福祉環境部内会議室

対 象 者：管内の歯科医師会及び市町村歯科保健担当者

参加者数：6名

内 容：感染対策状況下における歯科保健の地域課題について  
歯科医師会及び管内市町から聞き取り及び課題抽出

#### ○北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部

開 催 日：令和3年6月25日

場 所：北秋田市保健センター

対 象 者：北秋田市・上小阿仁村結核予防婦人会会員

参加者数：19名

内 容：オーラルフレイル予防研修会

#### ○山本地域振興局福祉環境部

開 催 日：令和3年11月12日

場 所：山本地域振興局 大会議室

対 象 者：能代地区結核予防婦人会会員

参加者数：18名

内 容：感染症から考える口腔ケア研修会

#### ○秋田地域振興局福祉環境部

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修会は中止とし、  
オーラルフレイル予防に関する事業実施のための必要なデータ

や資料等の情報収集を実施

○由利地域振興局祉環境部

対 象 者：秋田県立大学本荘キャンパス学生

人 数：258 名

内 容：口腔内のセルフチェックができる啓発資材の配布

○仙北地域振興局福祉環境部

対 象 者：大曲商工会議所・大仙市商工会・仙北市商工会・美郷町商工会会員

内 容：県民の歯や口腔の健康づくりへの意識がより高まり、全身の健康が維持増進されることを目的とし、歯と口の健康づくりに関する啓発資材を 715 部配布

○平鹿地域振興局福祉環境部

開 催 日：令和 3 年 11 月 10、11、24 日

対 象 者：食品衛生責任者講習会受講者

参加者数：117 名

内 容：働く世代を中心とした歯や口腔及び全身の健康の維持増進を図るため、知識の普及・歯科への関心を高める動機づけとして、パンフレットを配布

○雄勝地域振興局福祉環境部

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

② 歯科口腔保健推進研修事業

ア 歯科保健医療フォーラム（秋田県歯科保健大会と合同開催）

開 催 日：令和 3 年 12 月 1 日

場 所：秋田キャッスルホテル

対 象 者：歯科医療従事者、医療介護従事者、行政関係者等

参加者数：72 名

内 容：歯科医療関係者と医療及び障害児（者）施設関係者、患者家族等が情報共有することで連携を深め、障害児（者）が定期的に歯科検診や必要な歯科医療を受けられる環境づくりを推進するための研修会

イ 歯周病対策研修会

開 催 日：令和 4 年 2 月 13 日

開催方法：オンライン

対 象 者：歯科医療従事者、医療介護従事者、行政関係者等

参加者数：92 名

内 容：歯周病の概念や治療方法、全身との関わりに至る最新の知見についての研修会

ウ 歯科が考えるタバコ対策研修会

開 催 日：令和4年2月20日

開催方法：オンライン

対 象 者：歯科医療従事者、医療従事者、行政関係者等

参加者数：87 名

内 容：タバコが歯と口腔の健康に及ぼす最新の知見から喫煙者に対する歯科保健指導についての研修会

### (3) 健口づくり連携推進事業

対 象：高齢期

目 的：歯科専門職と関連職種が情報を共有し、口腔ケアを必要とする高齢者に対する歯科保健医療の提供体制を構築する。

実施主体：県

内 容：健口づくり連携推進研修会の開催（福祉環境部ごと各1回）

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研修会以外にも啓発資料の配布やこれまでの研修会の振り返り等の実施も認めた。

○北秋田地域振興局大館福祉環境部

開 催 日：令和3年10月12日

場 所：有浦町内会館

対 象 者：ほっとステーション有浦の利用者（主に65～80代）

参加者数：36 名

内 容：高齢期における口腔ケア（オーラルフレイル予防含む）の必要性を伝えるため、地域住民が集まる場での研修会を開催

○北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部

開 催 日：令和3年11月1日～12月24日

場 所：鷹巣阿仁福祉環境部（北秋田保健所）

対 象 者：17 施設（高齢者入所施設、障がい者入所施設）

内 容：地域の歯科保健における施設入所者への歯科衛生の取

組状況の把握と課題解決の意識調査のためにアンケート調査

○山本地域振興局福祉環境部

開 催 日：令和3年11月～令和4年3月

場 所：鷹巣阿仁福祉環境部

内 容：施設における口腔ケアの実態、日頃の口腔ケアで困っている点についてアンケート調査

送 付 先：61 施設（管内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設）

○秋田地域振興局福祉環境部

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修会は中止とし、介護福祉施設関係者や歯科保健関係者がオーラルフレイル予防に向けた取り組みについて連携するために必要な情報収集を実施

○由利地域振興局福祉環境部

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

○仙北地域振興局福祉環境部

内 容：高齢者の口腔ケアを実際に行っている医療職、介護職と歯科医師へアンケートを実施し、口腔ケアの取り組み状況や課題、歯科専門職との連携について現状の把握と情報共有

送 付 先：介護保険施設等 99 か所  
歯科診療所 52 か所

○平鹿地域振興局福祉環境部

内 容：高齢者の口腔機能を維持し、健康寿命の延伸に資するため、医療・介護職への知識の普及および歯科専門職との連携を促進することを目的に施設での口腔ケアに関する資料を送付

送 付 先：44 施設（介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、訪問看護ステーション、在宅介護支援センター）

対 象 者：管内の高齢者施設に従事する医療・介護従事者

○雄勝地域振興局福祉環境部

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

○秋田県健康福祉部健康づくり推進課

開催日：令和4年1月28日

開催方法：オンライン

対象者：歯科医療従事者、医療介護従事者、行政関係者等

参加者数：68名

内容：県内の高齢者の口腔機能を維持し、健康寿命の延伸を図る必要性が高まっていることを踏まえ、医療及び介護職への口腔ケアの知識の普及及び歯科専門職との連携に向けた取組を促進することを目的とする研修会

#### (4) オーラルフレイル予防啓発事業

対象：成人期

目的：令和2年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が開始され、介護予防を見据えた切れ目のない保健事業の実施が求められていることから、健康秋田いきいきアクションプランにおいて高齢期の重点目標として定めている「フレイル（オーラルフレイル）予防」の推進及び地域包括ケアシステムの構築に係る人材の育成や資質向上に関する事業を通して、健康寿命日本一に向けた取組の更なる促進を図ることを目的とする。

実施主体：県（一部を県歯科医師会及び秋田魁新報社に委託）

事業内容：

##### ① 広報活動（秋田魁新報社委託）

内容：県民のオーラルフレイルの理解や予防の機運を高めるために、知事と県に縁のある著名人による予防啓発動画の作成とデジタルサイネージ等での放映を行った。

動画内容：オーラルフレイル予防  
効果的な歯磨き方法  
歯磨きプラスαの口腔ケア  
フッ化物洗口  
フレイル予防



放映回数：令和3年12月の1か月間で、県内20か所以上、延べ放映回数7,440回（20か所×12回/日×31日）以上放映済（集計中）

② 人材育成研修会（県直営）

開催日：令和3年11月28日

開催場所：秋田県歯科医師会館（オンライン配信も併用）

対象者：歯科医療従事者、行政関係者等

参加者数：42名（歯科衛生士29名、保健師7名、管理栄養士2名、  
歯科医師3名、その他1名）

内容：オーラルフレイル予防対策を先導して担う人材のリスト化を目指し、人材育成のための実技を含む研修会を開催した。

③ オーラルフレイルの実態調査（県歯科医師会委託）

調査対象：歯科医院に通う40歳～59歳の県民

調査人数：696名

調査内容：オーラルフレイルに関する問診及び口腔機能検査

調査結果：働き盛り世代においても最大舌圧の低下や基準値を超える舌苔の付着といったオーラルフレイルに繋がる所見が認められた。

### 3. 妊婦歯科健康診査事業

妊娠期からの歯と口腔の保健を推進することにより、安心して妊娠・出産ができる環境を整備することを目的とする。

対象：乳幼児及び成人期

補助先：市町村

内容：妊婦歯科健康診査に要する経費の一部助成  
（補助率：受診料4,000円の1／2、上限1人1回）

実績：令和元年度利用率：52.5 %（2,560名）

令和2年度利用率：55.8 %（2,613名）

令和3年度利用率：54.9 %（2,397名）

## V 計画に掲げる目標の達成状況

### 1. 現状値が把握できている指標

「秋田県歯と口腔の健康づくりに関する基本計画」において、具体的指標として数値目標を設定しているもののうち、現状値が把握できているものは、次の4つの指標である。

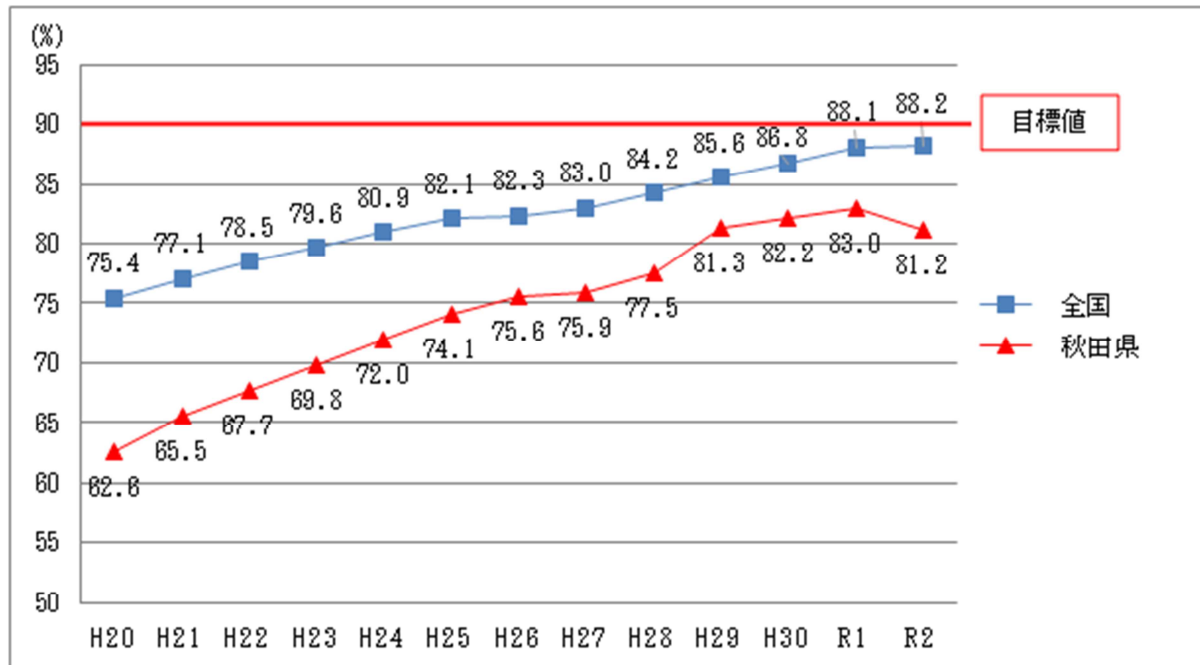
#### (1) 3歳児におけるう蝕のない者の割合

3歳児におけるう蝕のない者の割合は、平成15年度以降増加傾向にあるものの、全国平均と比較して未だ低い値となっている。

#### ○ 計画に掲げる目標数値と達成状況

|                  | 基準値<br>(平成22年度) | 現状値<br>(令和2年度) | 目標値<br>(令和4年度) |
|------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 3歳児におけるう蝕のない者の割合 | 67.7%           | 81.2%          | 90.0%          |

#### ○ 3歳児におけるう蝕のない者の割合の年次推移



(H25 まで厚生労働省「母子保健所管国庫補助事業等に係る実施状況」

H26 から厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」)

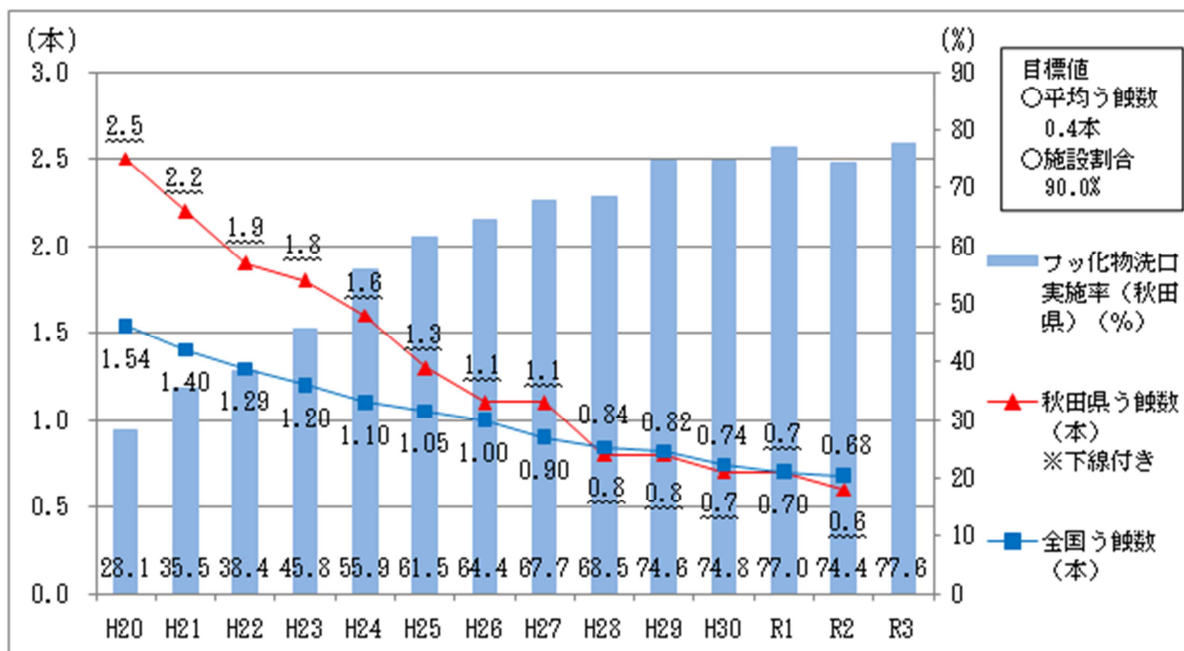
## (2) 12 歳児における 1 人平均う蝕数とフッ化物洗口実施施設割合

12 歳児における一人平均う蝕数はフッ化物洗口が普及した平成 20 年度以降減少傾向にあり、平成 28 年度に全国平均を初めて下回った。

### ○ 計画に掲げる目標数値と達成状況

|                     | 基準値<br>(平成 23 年度) | 現状値<br>(令和 3 年度) | 目標値<br>(令和 4 年度) |
|---------------------|-------------------|------------------|------------------|
| 12 歳児における 1 人平均う蝕数  | 1.8 本             | 0.6 本 (令和 2 年度)  | 0.4 本            |
| フッ化物洗口を実施している施設等の割合 | 49.9%             | 77.6%            | 90.0%            |

### ○ 12 歳児における 1 人平均う蝕数の年次推移とフッ化物洗口を実施している施設の割合



（文部科学省「学校保健統計調査」、秋田県健康づくり推進課「フッ化物洗口実施状況調査」）

※対象施設は幼稚園・保育所（園）、認定こども園、小・中学校、特別支援学校等。なお、平成 20～28 年の中学校には特別支援学校も含まれる。また、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため洗口を実施できない地域があり、実施率は低下した。

(3) 20 歳～50 歳代において 8 0 2 0 運動を知っている者の割合

前回調査（平成 24 年度）より、割合は微減している。

○ 計画に掲げる目標数値と達成状況

| 20～50 歳代において<br>8 0 2 0 運動を知っている者の割合 | 基準値<br>(平成 24 年度) | 現状値<br>(令和 3 年度) | 目標値<br>(令和 4 年度) |
|--------------------------------------|-------------------|------------------|------------------|
|                                      | 53.1%             | 52.3%            | 80.0%            |

(秋田県健康づくり推進課「健康づくりに関する調査」)

## 2. その他の指標

今後示される具体的指標の現状値及び調査時期は、次の表のとおりである。

| ライフステージ   | 具体的指標                                  | 基準値            | 現状値             | R4目標値 | 調査名                             | 次回調査         |
|-----------|----------------------------------------|----------------|-----------------|-------|---------------------------------|--------------|
| 成人期       | 20～50歳代において年に1回以上定期的に歯科検診を受けている者の割合の増加 | 21.8%<br>(H23) | 24.1%<br>(H28)  | 33%   | 県民歯科疾患実態調査                      | R4年度<br>(予定) |
| 高齢期       | 60歳代で24本以上自分の歯を有する者の割合の増加              | 38.3%<br>(H23) | 37.84%<br>(H28) | 70%   |                                 |              |
|           | 80歳以上で20本以上自分の歯を有する者の割合の増加             | 35.9%<br>(H23) | 17.07%<br>(H28) | 50%   |                                 |              |
|           | 60歳代における咀嚼良好者の割合の増加                    | 65.4%<br>(H23) | 58.8%<br>(H28)  | 80%   |                                 |              |
| 障害者・要介護者等 | 障害児(者)入所施設における定期的な歯科検診実施率の増加           | 42.6%<br>(H25) | 57.8%<br>(H29)  | 77%   | 障害者・要介護者入所施設における歯科口腔保健状況等に関する調査 | R4年度<br>(予定) |
|           | 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設における定期的な歯科検診実施率の増加   | 19.6%<br>(H25) | 19.5%<br>(H29)  | 50%   |                                 |              |

## 参考資料

## 秋田県のむし歯の状況

### (1) むし歯罹患率（単位：％）

| 区分<br>年度 | 1歳6か月児 |      | 3歳児  |      | 12歳児 |       |
|----------|--------|------|------|------|------|-------|
|          | 秋田県    | 全国   | 秋田県  | 全国   | 秋田県  | 全国    |
| H19      | 4.62   | 2.84 | 38.9 | 25.9 | 68.4 | 55.00 |
| H20      | 4.21   | 2.66 | 37.4 | 24.6 | 69.1 | 53.21 |
| H21      | 3.83   | 2.52 | 34.5 | 23.0 | 60.9 | 49.68 |
| H22      | 2.75   | 2.33 | 32.3 | 21.5 | 58.7 | 47.52 |
| H23      | 3.38   | 2.17 | 30.2 | 20.4 | 58.1 | 45.38 |
| H24      | 2.84   | 2.08 | 28.0 | 19.1 | 56.3 | 42.78 |
| H25      | 2.48   | 1.91 | 25.9 | 17.9 | 47.3 | 41.52 |
| H26      | 2.39   | 1.80 | 24.4 | 17.7 | 41.3 | 39.65 |
| H27      | 2.09   | 1.75 | 24.2 | 17.0 | 43.2 | 37.82 |
| H28      | 1.69   | 1.47 | 22.5 | 15.8 | 35.1 | 35.52 |
| H29      | 1.50   | 1.31 | 18.7 | 14.4 | 34.8 | 34.87 |
| H30      | 1.60   | 1.15 | 17.8 | 13.2 | 31.4 | 32.72 |
| R1       | 1.25   | 0.99 | 17.0 | 11.9 | 30.6 | 31.76 |
| R2       | 1.93   | 1.12 | 18.8 | 11.8 | 29.9 | 29.44 |

資料：1歳6か月児・3歳児：健康づくり推進課調査(全国：厚生労働省調査)

### 12歳児：文部科学省「学校保健統計調査」

| 区分<br>年度 | 幼稚園   |       | 小学校   |       | 中学校   |       | 高等学校  |       |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|          | 秋田県   | 全国    | 秋田県   | 全国    | 秋田県   | 全国    | 秋田県   | 全国    |
| H19      | 59.10 | 53.71 | 76.40 | 65.47 | 69.80 | 58.06 | 77.70 | 68.48 |
| H20      | 56.04 | 50.25 | 74.26 | 63.79 | 71.17 | 56.00 | 80.26 | 65.48 |
| H21      | 51.79 | 46.49 | 71.86 | 61.79 | 64.58 | 52.88 | 74.97 | 62.18 |
| H22      | 56.60 | 46.11 | 70.70 | 59.63 | 60.40 | 50.60 | 73.90 | 59.95 |
| H23      | 59.30 | 42.95 | 67.60 | 57.20 | 60.70 | 48.31 | 70.70 | 58.46 |
| H24      | 47.30 | 42.86 | 64.90 | 55.76 | 58.10 | 45.67 | 66.30 | 57.60 |
| H25      | 47.50 | 39.51 | 63.90 | 54.14 | 51.40 | 44.59 | 66.20 | 55.12 |
| H26      | x     | 38.46 | 60.00 | 52.54 | 46.50 | 42.37 | 64.00 | 53.08 |
| H27      | 47.6  | 36.23 | 61.6  | 50.76 | 46.4  | 40.49 | 58.6  | 52.49 |
| H28      | 40.5  | 35.64 | 57.1  | 48.89 | 38.1  | 37.49 | 53.6  | 49.18 |
| H29      | 41.1  | 35.45 | 51.4  | 47.06 | 39.1  | 37.32 | 50.7  | 47.30 |
| H30      | 40.2  | 35.10 | 50.3  | 45.30 | 35.8  | 35.41 | 45.8  | 45.36 |
| R1       | 35.7  | 31.16 | 47.2  | 44.82 | 34.4  | 34.00 | 44.2  | 43.68 |
| R2       | 34.9  | 30.34 | 46.8  | 40.21 | 31.6  | 32.16 | 39.2  | 41.66 |

資料：学校保健統計調査（x：標本サイズが小さい等のため統計数値を公表していない）

(2) 1人平均むし歯本数(単位:本)

| 区分<br>年度 | 1歳6か月児 |      | 3歳児  |      | 12歳児 |      |
|----------|--------|------|------|------|------|------|
|          | 秋田県    | 全国   | 秋田県  | 全国   | 秋田県  | 全国   |
| H19      | 0.15   | 0.08 | 1.74 | 1.01 | 2.5  | 1.63 |
| H20      | 0.13   | 0.08 | 1.60 | 0.94 | 2.5  | 1.54 |
| H21      | 0.11   | 0.07 | 1.46 | 0.87 | 2.2  | 1.40 |
| H22      | 0.08   | 0.07 | 1.33 | 0.80 | 1.9  | 1.29 |
| H23      | 0.09   | 0.06 | 1.15 | 0.74 | 1.8  | 1.20 |
| H24      | 0.08   | 0.06 | 1.09 | 0.68 | 1.6  | 1.10 |
| H25      | 0.07   | 0.05 | 0.95 | 0.63 | 1.3  | 1.05 |
| H26      | 0.08   | 0.05 | 0.92 | 0.62 | 1.1  | 1.00 |
| H27      | 0.06   | 0.05 | 0.86 | 0.58 | 1.1  | 0.90 |
| H28      | 0.05   | 0.04 | 0.76 | 0.54 | 0.8  | 0.84 |
| H29      | 0.04   | 0.04 | 0.68 | 0.49 | 0.8  | 0.82 |
| H30      | 0.04   | 0.03 | 0.59 | 0.44 | 0.7  | 0.74 |
| R1       | 0.03   | 0.03 | 0.59 | 0.40 | 0.7  | 0.70 |
| R2       | 0.05   | 0.03 | 0.65 | 0.39 | 0.6  | 0.68 |

資料: 1歳6か月児・3歳児: 健康づくり推進課調査(全国: 厚生労働省調査)

12歳児: 文部科学省「学校保健統計調査」

(3) 成人の口腔内状況(単位:本)

| 区分<br>年度 | 未処置歯数 |     | 喪失歯数 |      | 処置歯数 |      | 現在歯数 |      |
|----------|-------|-----|------|------|------|------|------|------|
|          | 秋田県   | 全 国 | 秋田県  | 全 国  | 秋田県  | 全 国  | 秋田県  | 全 国  |
| 40～44    | 0.9   | 0.8 | 0.6  | 0.8  | 11.0 | 10.9 | 28.8 | 28.0 |
| 45～49    | 0.4   | 0.8 | 1.8  | 0.9  | 12.5 | 12.3 | 26.8 | 27.6 |
| 50～54    | 0.7   | 0.7 | 4.0  | 2.0  | 12.2 | 12.7 | 24.3 | 26.4 |
| 55～59    | 1.4   | 0.8 | 8.1  | 3.1  | 10.3 | 12.4 | 20.3 | 25.3 |
| 60～64    | 1.8   | 0.7 | 9.5  | 4.6  | 9.0  | 12.3 | 18.9 | 23.9 |
| 65～69    | 1.7   | 0.8 | 9.8  | 6.7  | 9.4  | 11.3 | 18.6 | 21.6 |
| 70～74    | 0.7   | 1.0 | 9.6  | 8.6  | 9.2  | 10.0 | 18.7 | 19.7 |
| 75～79    | 0.4   | 0.9 | 17.2 | 10.3 | 6.5  | 10.0 | 10.5 | 18.0 |
| 80～84    | 1.1   | 0.8 | 19.9 | 12.9 | 4.6  | 9.6  | 8.2  | 15.3 |
| 85～      | 1.2   | 0.8 | 21.2 | 17.5 | 3.6  | 6.5  | 7.2  | 10.7 |

資料: 秋田県: 健康推進課「平成28年度県民歯科疾患実態調査」

全 国: 厚生労働省「平成28年歯科疾患実態調査」



秋田県健康福祉部健康づくり推進課  
〒010-8570 秋田県山王四丁目1番1号  
電話 018-860-1426  
FAX 018-860-3825